

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告示

○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………	(農業施設管理課)	11
○道営土地改良事業計画の決定……………	(農業施設管理課)	11
○道営土地改良事業変更計画の決定……………	(農業施設管理課)	11
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………	(治山課)	11
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………	(治山課)	12
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	12
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………	(治山課)	12
○森林法による通知に代える公示(2件)……………	(治山課)	12
○道路の供用の開始……………	(道路課)	13
○土砂災害警戒区域の指定……………	(砂防災害課)	14

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	14
------------------------	----

道立子ども総合医療・療育センター告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	14
------------------------	----

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示(2件)……………	15
----------------------------	----

道警察本部告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	15
------------------------	----

告示

北海道告示第172号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任及び退任の届出があった。

平成26年3月11日

北海道知事 高橋 はるみ

南美原土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住	所
-------	--------	---------	----	---	---

退任	平成26. 2.24	理事	宮崎英治	江別市美原1086番地
同	同	同	齊藤孝史	石狩郡新篠津村第39線南49番地
同	同	同	五十嵐登	江別市美原1325番地
同	同	同	前後一彦	同 美原860番地
同	同	同	正木利行	同 篠津546番地の6
同	同	監事	竹内勝宣	同 篠津787番地の1
同	同	同	齊藤孝道	同 美原811番地の7

留辺蘂土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住	所
就任	平成26. 1.30	理事	福田正秋	北見市留辺蘂町平里158番地1	
同	同	同	五十嵐俊啓	同 留辺蘂町旭3区197番地126	
退任	同 25.12.31	同	牧野篤嗣	同 留辺蘂町平里197番地2	
同	同	同	塚本敏一	同 寿町2丁目3番4号	

北海道告示第173号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、道営土地改良(上幌内地区(区画整理、鳥獣害防止施設))事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、北海道十勝総合振興局に備え置いて、平成26年3月12日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成26年3月11日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第174号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成26年3月12日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成26年3月11日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
鹿追美蔓	農業用排水施設、暗渠排水、区画整理、除礫	北海道十勝総合振興局
仙美里	暗渠排水、区画整理、除礫	同

北海道告示第175号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成26年3月11日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 上磯郡知内町字小谷石89の18・89の20から89の22まで・647の3（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、89の29、140
 - 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び知内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第176号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成26年3月11日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 美唄市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、美唄市1849の1（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 水源^{かん}の涵養
 - 3 解除の理由 鉱業用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務局治山課及び美唄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第177号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成26年3月11日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 様似郡様似町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高振興局産業振興部林務課及び様似町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第178号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成26年3月11日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 空知郡南幌町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 風害の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道空知総合振興局産業振興部林務課及び南幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第179号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を札幌市役所及び関係町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成26年北海道告示第100号のとおりである。

平成26年3月11日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 所在が不明な者

札幌市南区簾舞194の2、194の3所在の森林について所有権を有する 長沢 元清
札幌市南区簾舞195の2所在の森林について所有権を有する 中山 進
札幌市南区簾舞198、200から202まで所在の森林について所有権を有する
米永 外次郎

札幌市南区簾舞199所在の森林について所有権を有する 福森 美良
札幌市南区簾舞511の5、513の10所在の森林について所有権を有する 西 鉄藏
札幌市南区簾舞621の1所在の森林について所有権を有する 有限会社三晃地建
札幌市南区簾舞513の9、513の34所在の森林について所有権を有する
潮物産株式会社

札幌市南区簾舞505所在の森林について所有権を有する クリマ地所株式会社
札幌市南区小金湯542、544所在の森林について所有権を有する 平野 泰男、
山本 芳久

札幌市南区小金湯545の3所在の森林について所有権を有する 豊田 房枝
札幌市南区小金湯545の16所在の森林について所有権を有する 中村 進
札幌市南区小金湯545の19所在の森林について所有権を有する 村井 保
札幌市南区小金湯555所在の森林について所有権を有する 阿井 幸全
札幌市南区小金湯558の26所在の森林について所有権を有する 佐藤 宣枝、
宮脇 一裕

札幌市南区小金湯683の3所在の森林について所有権を有する 伊藤 光成、
桜沢 弘嘉

札幌市南区小金湯556所在の森林について所有権を有する 板倉 一雄
札幌市南区小金湯556、681所在の森林について所有権を有する 板倉 修二
札幌市南区小金湯683の8所在の森林について所有権を有する 宮川 武
札幌市南区小金湯581の8所在の森林について所有権を有する 安達 敏子
札幌市南区豊滝413の1所在の森林について所有権を有する 稲川 信光
札幌市南区豊滝413の5所在の森林について所有権を有する 木村 茂
札幌市南区豊滝413の7所在の森林について所有権を有する 高松 五郎
札幌市南区豊滝421の2、421の34所在の森林について所有権を有する 佐藤 忍
札幌市南区豊滝442の1所在の森林について所有権を有する 日鉦不動産株式会社
札幌市南区豊滝456の2所在の森林について所有権を有する

日本レント化粧品札幌中央販売株式会社

札幌市南区豊滝491の8所在の森林について所有権を有する 田嶋 弘子
札幌市南区豊滝499の3所在の森林について所有権を有する 佃 勉

(2) 掲示場所 札幌市役所

2(1) 所在が不明な者

釧路郡釧路町字遠野18の6、18の23、18の24、18の82、18の84から18の90まで、18の
92から18の97まで所在の森林について所有権を有する 杉本 久枝
釧路郡釧路町字遠野18の98、18の99所在の森林について所有権を有する
株式会社カネ拓伸

釧路郡釧路町字遠野18の104所在の森林について所有権を有する 青木 キヨ
釧路郡釧路町字遠野18の106所在の森林について所有権を有する 福島 清治
釧路郡釧路町字遠野18の125所在の森林について所有権を有する 小林 裕子
釧路郡釧路町字遠野18の83所在の森林について所有権を有する 筒井 功

(2) 掲示場所 釧路町役場

3(1) 所在が不明な者

川上郡標茶町字シラルトロエトロ24の1、24の2、25の1、25の10から25の12まで、
26の1、26の4、32の1、32の77所在の森林について所有権を有する
千葉南団地開発株式会社

(2) 掲示場所 標茶町役場

北海道告示第180号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定に
よる保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条
の規定により、その通知の内容を北見市役所の掲示場に掲示した。その要旨は、平成26年農
林水産省告示第162号のとおりである。

平成26年3月11日

北海道知事 高橋 はるみ

所在が不明な者

北見市常呂町字福山218所在の森林について所有権を有する 橋場 幸子、山口 昭子

北海道告示第181号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道渡島総合振興局函館建設管理部に
備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成26年3月11日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名 供用開始の区間 供用開始の期日
道道 八雲北檜山線 二海郡八雲町東雲町17番37地先から 平成26. 3.13

同郡八雲町相生町108番1地先まで 正午

北海道告示第182号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年3月11日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
佐主の沢川（I-31-1510）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
勇払郡むかわ町穂別稲里（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
富内沢左股（I-31-1610）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
勇払郡むかわ町穂別富内（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

総合振興局告示及び振興局告示

北海道オホーツク総合振興局告示第49号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成26年3月11日

北海道オホーツク総合振興局長 中島 克彦

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
乗用自動車の賃貸借（3台分に係る1月当たりの単価） 3台
- 2 落札を決定した日
平成26年2月27日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 北見日産自動車株式会社
(2) 住所 北見市常盤町6丁目2番10号

- 4 落札金額
73,500円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成26年1月28日付け北海道オホーツク総合振興局告示第6号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道オホーツク総合振興局産業振興部調整課
(2) 所在地 網走市北7条西3丁目

道立子ども総合医療・療育センター告示

北海道立子ども総合医療・療育センター告示第35号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成26年3月11日

北海道立子ども総合医療・療育センター長 鈴木 信寛

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
NICU部門システムの賃貸借 一式
- 2 落札を決定した日
平成26年1月16日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 NECキャピタルソリューション株式会社
(2) 住所 東京都港区港南2丁目15番3号
- 4 落札金額
660,450円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成25年12月6日付け北海道立子ども総合医療・療育センター告示第55号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道立子ども総合医療・療育センター企画総務課
(2) 所在地 札幌市手稲区金山1条1丁目240番6

道教育庁教育局告示

北海道教育庁石狩教育局告示第32号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成26年3月11日

北海道教育庁石狩教育局長 成 田 直 彦

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

- (1) パーソナルコンピュータ (Aブロック) 57台 一式
- (2) パーソナルコンピュータ (Bブロック) 76台 一式
- (3) パーソナルコンピュータ (Cブロック) 76台 一式
- (4) パーソナルコンピュータ (Dブロック) 69台 一式
- (5) パーソナルコンピュータ (Eブロック) 76台 一式

2 随意契約の相手方を決定した日

平成26年1月24日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

(1) 1の(1)

ア 氏 名 北海道オフィス・マシン株式会社
イ 住 所 札幌市中央区大通西16丁目3番地

(2) 1の(2)

ア 氏 名 株式会社つうけんアクティブ
イ 住 所 石狩市花川南8条5丁目32番1号

(3) 1の(3)及び(5)

ア 氏 名 大丸藤井株式会社
イ 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地

(4) 1の(4)

ア 氏 名 富士ゼロックス北海道株式会社
イ 住 所 札幌市中央区大通西6丁目1番地

4 随意契約に係る契約金額

- (1) 6,583,500円
- (2) 8,778,000円
- (3) 8,778,000円
- (4) 8,041,950円
- (5) 8,857,800円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によった理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁十勝教育局告示第10号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成26年3月11日

北海道教育庁十勝教育局長 山 端 一 史

1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量

学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借 126台 一式

2 落札を決定した日

平成26年2月27日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 株式会社J E C C
- (2) 住 所 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

4 落札金額

480,816円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成26年1月31日付け北海道教育庁十勝教育局告示第1号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 帯広市東3条南3丁目

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第156号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成26年3月11日

北海道警察本部長 坂 明

1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量

デジタル複写機賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープルを除く。）の供給を含む。） 45台 一式

2 落札を決定した日

平成26年2月21日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名 株式会社三好商会
- (2) 住所 札幌市中央区大通西18丁目1番地

4 落札金額

- 基本料金 0円
- 複写料金 0.59円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成26年1月10日付け北海道警察本部告示第8号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道警察本部総務部会計課
 - (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目
-